

第 2 回

山口県央部 1 市 4 町
合併協議会
会議録

(平成 16 年 9 月 30 日)

山口県央部 1 市 4 町合併協議会

第2回 山口県中部1市4町合併協議会 会議録

日 時 平成16年9月30日(木曜日) 午後2時00分~午後5時10分

場 所 徳地町町民体育館

議 事

(報告事項)

報告第 8号 第1回新市まちづくり施策検討小委員会報告

報告第 9号 第2回新市まちづくり施策検討小委員会報告

(協議事項)

協議第49号 一部事務組合等の取扱いについて

(継続協議事項)

協議第 9号 合併の期日

協議第27号 新市建設計画

協議第28号 議会議員の定数及び任期の取扱い

(その他)

出席者(会長、副会長含む)(48名)

会 長 合 志 栄 一

副 会 長 飯 田 宏 史 岩 城 精 二 藤 生 通 陽 伊 藤 青 波

委 員 渡 辺 純 忠 篠 原 宣 行 緒 方 甫 岡 村 久 寿 男

三 戸 基 文 武 田 寿 生 河 村 秀 夫 三 好 溥 眞

武 永 輝 男 吉 松 米 雄 梶 本 孟 生 重 田 勝 利

山 本 武 義 山 田 好 男 井 上 一 雄 氏 永 東 光

澤 田 正 之 原 田 欣 知 本 永 勝 昭 中 川 啓 三

山 本 繁 正 中 野 勉 岡 部 達 矢 山 口 富 美 子

國 安 克 行 塩 見 侃 三 重 田 強 子 石 田 光 一 郎

渡 邊 公 智 松 本 悟 朗 牧 徹 福 江 香 代 子

林 國 雄 高 野 義 一 村 田 康 子 江 本 芳 子

藤 田 義 正 下 田 與 志 雄 藤 井 喜 與 子 千 々 松 正 直

岡 田 実 櫻 部 裕 人 棟 久 和 佳

[午後2時00分 開会]

【重見事務局長】

それでは定刻となりましたので、ただ今から第2回山口県央部1市4町合併協議会を開催させていただきます。大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

まず本日の会議につきましては、小郡町の石田委員さん、それから阿知須町の林委員さんから、若干遅れるとのご連絡をいただいております。本会議につきましては、協議会規約によりまして成立をいたしております。それではまず最初に、本協議会の会長であります、合志栄一山口市長にご挨拶をお願いいたします。

【合志会長】

こんにちは。心配されました台風もたいしたことなく通り過ぎまして、本日は第2回の山口県央部1市4町合併協議会が開催できますことを、本当にうれしく思っているところでございます。今日は合併事務局のほうで会長挨拶を心を込めて作っていただきましたので、それに則しましてご挨拶を申し上げます。

本日は、徳地町で第2回山口県央部1市4町合併協議会を開催することにいたしましたところ、委員の皆様には何かとご多用な中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年3月8日、県央中核都市形成を目指しまして、第1回の2市4町の合併協議会が開催されました。その日から約1年半、2市4町から1市3町へ、また1市4町へと紆余曲折を経て、今日の協議会に至ったわけでございます。

そして本日をもちまして、42あります合併協定項目すべてを協議のテーブルに乗せることとなり、順調に参りますれば、「新市建設計画」以外の協定項目につきまして、ご確認をいただける予定であります。「新市建設計画」につきましては、本日、案としてのご確認をいただき、その案を持って、各市町の住民説明会でご意見をいただき、11月の協議会におきまして最終的なご確認をいただく予定となっております。

いずれにいたしましても、本日を持ちまして、概ねすべての協定項目にご確認をいただけるということは、これまで1年半頑張ってきて、感慨深いものがございます。しかし、これで、ゴールではありません。登山で例えますと、やっとリュックに荷物を詰め、出発の準備が整ったという時点です。まだ、県央中核都市形成という山の登山口にも立ってはおりません。まだこれからがスタートであります。とは言いますものの、ここまでの成果というものは、評価に値するものだと思っておりますし、委員の皆様のご尽力に対しまして、深く感謝する次第でございます。

本日までにご確認いただきました各協定項目の調整案と、「新市建設計画」の案を持ちまして、10月から各市町におきまして住民説明会が開かれるわけでございますが、ここにいらっしゃいます委員の皆様が、1年半に渡り、協議に協議を重ね調整されました調整案でございます。必ず住民の皆様のご理解を得られるものと確信しております。

そして、住民説明会を経て、次に11月下旬に3回目の協議会を予定しておりますが、その時には「登山ルートマップ」にあたります、「新市建設計画」をご確認いただき、盤石の態勢で登山口に立ち、県央中核都市という山に向かって、第一歩を踏み出したいと考えております。本日も、どうかよろしくお願いたします。以上、開会の挨拶です。

【重見事務局長】

それでは、本日の資料の確認をいたしたいと思っております。まず、本日、机の上にお配りをしているものとして、A4冊子の「会議資料」、それから資料1として、A3冊子の「協議資料」がございます。また、先週開催通知とともに事前にお送りさせていただいたものとして、ともにA4冊子で、資料2の「新県都のまちづくり計画(案)」、それから、資料3の「財政シミュレーション」がございます。お手元に不備がございましたら、遠慮なく事務局まで申し出てくださいと思っております。

それでは、規約によりまして、会長が会議の議長となると定められておりますので、会長のほうで議事進行について、よろしく願いをいたします。

【合志議長】

それでは規約によりまして、議長として会議の進行をさせていただきます。まずお願いでございますが、議事録の作成上、発言をされる際には挙手されまして、所属市町とお名前を最初に述べていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、会議録署名委員を2名とし、会長が指名することになっておりますので、本協議会の署名委員として、2号委員さんからおひとり、4号委員さんからおひとりとし、順番に指名していくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。今回は小郡町の重田勝利委員さんと、阿知須町の村田康子委員さんにご署名をお願いいたします。

また、本協議会の会議につきましては、原則公開としております。本日も公開といたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

【合志議長】

それでは、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、会議次第にしたがいまして、会議を進めさせていただきます。会議次第3「報告事項」に入ります。報告第8号と第9号の、第1回及び第2回の「新市まちづくり施策検討小委員会報告」ですが、報告の前に、私から皆様にお知らせしておきたいことがございます。9月11日に開催されました第1回の協議会のときに、新市建設計画の検討について、小委員会に付託することをご確認いただきましたが、小委員会の委員につきましては会長が選任するということになっております。それを踏まえまして、会議資料の2ページをご覧いただきたいと思いますが、その委員名簿にありますとおり、委員さんを選任させていただきましたことを、ここに報告いたします。

そして、第1回の小委員会につきましては、9月15日水曜日に山口市で、第2回の小委員会につきましては、9月21日火曜日に小郡町で開催されまして、委員長に小郡町の澤田委員さん、副委員長に山口市の渡辺委員が選出されております。それでは澤田委員長より小委員会の報告をいただきたいと思っております。

【澤田正之委員】

ただ今、ご紹介に預かりました委員長の澤田正之でございます。よろしく願いいたします。それでは、報告第8号と第9号の報告をさせていただきますが、まず座らせて報告させていただきます。よろしく願いいたします。

第1回と第2回の新市まちづくり施策検討小委員会の報告を一括していたします。会議資料の2ページをご覧くださいませ。本小委員会は、先ほど会長が言われましたとおり、9月15日水曜日、山口市役所において、第1回の小委員会を、そして次の週の9月21日火曜日に小郡町役場で第2回の小委員会を開催いたしました。

まず第1回の小委員会で、委員長、副委員長の選出について、先ほど会長からご紹介がありましたように、1市3町の協議会から引き継いで、委員長に、私澤田正之、副委員長には山口市の渡辺純忠委員が選出されました。

次に、会議の公開・非公開について協議し、原則として公開、案件によっては、小委員会で協議して非公開にできるといたしました。議事録の取扱いにつきましては作成・署名し、公開。ただし、非公開となった会議については作成・署名はするが公開はしないということにいたしました。

続きまして、審議事項についてでございますが、基本的には、2市4町での計画を踏まえるとともに、1市3町での計画を尊重し作成した計画(案)を提出し、協議いたしました。計画の名称につきましては、1市3町と同様に「新県都のまちづくり計画」とし、30万人中核都市を形成することを第1目標

にして、未来を拓く新たな県都をつくりあげていく計画であるとの思いを強く込めております。

この計画につきましては、本日資料2としてお配りしておりますが、第1章「序論」、第2章「新市の概況」、第3章「まちづくりの基本方針」、そして第4章「未来を拓くプロジェクト」、第5章には「まちづくりの施策」、第6章「公共的施設の適正配置と整備」、そして最後の第7章には「財政計画」、この七つの章によって構成されております。

本小委員会では、まず、第1回の会議におきましては、計画(案)及び財政計画を作成するにあたっての検討資料となります「財政シミュレーション」の内容をあらゆる角度から協議・検討いたすとともに、出てまいりました各委員の皆様方のご意見につきましては、再度、企画部会及び事務局で検討・調整されたところでございます。

そして、第2回の会議におきましては、とりまとめの協議を行い、本小委員会において、計画案としての確認を最終的にはいたしたところでございます。協議におきましては、小中一貫校や少人数学級の問題、そして特別養護老人ホームや保育所の待機者の解消について、また若者が集う空間及び就職の場、これらを提供することも必要だということでありました。またコンベンションの振興など多岐に亘る熱い議論や意見をもとに山口県の生き残りをかけての戦略的なまちづくりを考えるべきだ、といった本地域の将来を展望した意見もいただきました。

以上、第1回、第2回の新市まちづくり施策検討小委員会の報告とさせていただきますが、なお、「新県都のまちづくり計画(案)」につきましては、ご報告したとおり、本小委員会におきまして熱心な議論を重ねてきましたが、本計画は、新しいまちづくりの重要な項目でございますので、本日の後ほどの継続協議の中で、事務局から概要説明がされると思います。小委員会に加わっておられない各委員の皆様からも、活発な、また熱い思いをこめられたご意見をお伺いしたいと思っております。

さらに、各市町で予定されておられます住民説明会での意見を踏まえて、最終的には三度、本小委員会において各住民の声を集約したところで最終的な意見をとりまとめて議論してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解願いまして、よろしく本日の活発な皆さんの意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。以上で、報告を終わります。

【合志議長】

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今ご説明いただきました、報告第8号と第9号の、第1回及び第2回の「新市まちづくり施策検討小委員会報告」について、何かご質問はございますでしょうか。

【塩見侃三委員】

今報告をお聞きしまして、今からまた、これはまだたたき台であって、今からもっともっと充実度の高いものを作られるというお話で安心はしておりますが、一つここで私は個人的なことも含めてちょっとお聞きしたいことがあります。

私はこういう合併を含めてもう20年やってきました。そこで、このタイトルですが、新県都ということで、この新県都のまちづくり計画をつくられておられますが、まずこの委員の中に県庁さんが入ってらっしゃらないのはなんでかなと思っております。

新県都をつくるんだと、昔、分散型都市から集中して1カ所に集めたほうが効率がいいんだとか、まちづくりにはいいんだという随分話が来ました。それでいろいろやってきたわけですがけれども、この新県都のまちづくり計画等という中にですね、いろんなことがたくさん書いてありますけれども、例えば所在地指定の中で「10年後には新山口駅の周辺について」を念頭に置きながらという文書がございます。で、これら新しい、いわゆる中枢機能をどっかに持っていったという場合には、10年を目処にということになっておりますが、10年というのはすぐに経ちますので、それらをすぐ速やかに動き始めるとは期待しておりますけれども、それらを含めまして、例えば山口の湯田温泉の町のところをどうするかとか、いわゆる観光都市をどうするか、学園都市をどうするか、いろんなことが今開かれております。

そして、小郡町にあってはいわゆる駅北の地区について、交流拠点をつくるんだと、これには新しく

PFIの手法だろうと思うんですが、新市、山口県、民間、この三者で検討を始めるよということが、これが74ページなんか載っておりますけれども、これらにつきまして、是非この場をお借りして、県庁の岡田さんに、岡田さん来てらっしゃいますけれども、この場を借りてですね、県庁さんの立場といたしましうか、県庁さんのこの今リュックを背負ったこのまちづくりに関して、もしくは合併に関して、県庁岡田委員さんの気持ちといたしましうかね、県庁さんの立場というものはっきり前に出さしていただいて、県都をつくるんだということを県庁のほうからも一生懸命訴えていただきたい。

そうすることによっていわゆる住民の方々も、これは議事録にも残りますので、ぜひその辺を強く言っていただきまして、見解をお聞きしたい。そして、それを住民の皆さん方に、私どもが伝えていきたいというふうに思っておりますので、岡田さんじゃなくてもいいですが、よろしくお願ひいたします。

【合志議長】

塩見委員さん。新市建設計画の中身のことにつきましては、あと協議事項のところでも改めて確認された内容を説明して、そしてまた、いろいろご意見ご質問を伺うことにいたしております。

【塩見侃三委員】

はい、わかりました。じゃあすみませんでした。じゃあその時、あとで結構でございますから、お話を聞きたいというふうに変えましょう。ありがとうございます。

【合志議長】

他に、よろしいでしょうか。

では次に、会議次第の4「協議事項」に入ります。まず、協議第49号「一部事務組合等の取扱い」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは、協議第49号の合併協定項目14になりますが「一部事務組合等の取扱い」についてご説明を申し上げます。まず、資料につきましては会議資料の3ページから7ページ、それと別冊の資料1でございます。

この取扱いにつきましては、地方公共団体の一部の事務を、共同で処理することを目的とする一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託、並びに公有地となるべき土地の取得、造成を目的とする土地開発公社の取扱いについて調整をしております。

資料1の1ページ、比較表になりますが、こちらをお開きください。一部事務組合の取扱いにつきましては、「山口・防府地区広域事務組合」ほか11の組合について調整をしております。いずれの組合とも、2市4町時の調整案の内容と実質的な変更はございませんが、「山口・防府地区広域事務組合」「養護老人ホーム秋楽園組合」「山口県市町村災害基金組合」の三つの組合につきましては、本年、合併特例法の改正により、脱退・加入についての二つの議決等の手続きを経ることなく、これらを併せて一つの議決等の手続きによって、加入の手続きができるように簡素化が図られましたところでございます。そのことから調整案を「合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等で当該組合を構成する。」としたものでございます。

次に2ページをお開きください。続きまして機関の共同設置でございますが、現在、1市4町で共同設置する機関は、公平委員会関係と介護認定審査会関係で、三つの機関がございます。山口市等公平委員会につきましては、合併の日の前日をもって、山口・防府地区広域事務組合を除き、山口市、山口県中部環境施設組合及び山口地域消防組合の法人格がいずれも消滅するため、共同設置を廃止するものとなります。しかしながら、合併後も新市と山口・防府地区広域事務組合とでは、引き続き公平委員会を設置する必要があることから、調整案は「山口市等公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において、新市と山口・防府地区広域事務組合で公平委員会を設置する。」としたものでございます。なお、その他のものにつきましては、2市4町時の調整案と変更はございません。

続きまして、事務委託でございますが、ごみ処理、し尿処理、消防業務に関する事務を他の団体へ委託することにより、その事務を行っております。阿知須町と宇部市の間での受委託につきましては、2

市4町時の調整案の内容と変更はございませんが、「防府市と徳地町」、及び「防府市と秋穂町」の間での受委託につきましては、枠組みの変更にともない、引き続き事務委託を継続することから、「合併の日の前日をもって廃止するものとする。」という調整案を「事務委託を当分の間継続するものとする。」と変更したものでございます。

続きまして土地開発公社でございます。土地開発公社につきましては、山口市、小郡町、徳地町の1市2町で設立されております。その現況につきましては、資料1の14ページから17ページまでに役員等の状況や平成14年度の決算に係る財務諸表等をお示ししていますので、ご参考にしてください。この取扱いに当たっては、2市4町時の調整と同様、公共用地の先行取得業務が、新市のまちづくりを行う上で必要であることから、土地開発公社を置くこととしますが、この公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等を総合的・一体的に処理することが望ましいことから、一公共団体、一公社が原則であるため、統合後の適正な運営体制、新市の事業計画との整合性等を考慮し、関係機関と協議しながら、一つに統合する必要がございます。調整の内容につきましては、実質的な変更はございませんが、枠組み変更にともない、「1市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の2土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡し、合併の前日までに解散する。」と記述変更をしたものでございます。「一部事務組合等の取扱い」につきましては以上でございます。

【合志議長】

それでは、協議第49号「一部事務組合等の取扱い」につきまして、ご意見ご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にないようでしたら、協議第49号「一部事務組合等の取扱い」につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

はい、ありがとうございます。それでは原案のとおり確認いたします。

それでは、続きまして会議次第の5「継続協議事項」に入ります。まずは、継続協議第9号「合併の期日」につきましてであります。この項目につきましては、『平成17年10月1日』と『平成17年10月1日』と『平成18年1月1日』のいずれかを合併期日とし、正副会長預かりとしておったところでございます。

正副会長の間では、新市の新年度予算に新市の市長の考えを反映させて通年予算編成することができ、その中でもできるだけ早いほうが良いということで、『平成17年10月1日』が最適であるという意見でございましたが、徳地町さんが新たに加わられましたことにより、電算業務等、合併の準備事務につきまして、再度検証をいたしました。その結果、電算業務等につきましても問題なく対応できるということでございましたので、やはり『平成17年10月1日』が最適であるという結論に達したところでございます。

つきましては、継続協議第9号「合併の期日」につきましては、『平成17年10月1日』として、委員の皆様にお諮りいたしたいと思いますが、このことにつきまして、何かご意見ご質問がありますでしょうか。

【本永勝昭委員】

先ほどの説明で『平成17年10月1日』という合併の期日のお話があったんですけど、その中で

通年予算が組めるし電算システムも間に合うということでしたんですけど、今その電算システムについて私といたしましては、一抹の不安が残りますので、ここで意見を述べさせていただきたいと思います。

今までに新市まちづくり施策小委員会で「ひと・まち・自然が輝き、未来を拓く新県都」を都市像として、これまで新市の基本計画及び財政計画を真剣に論議してきました。これらの事項については合併後に引き継がれることは、間違いないと思います。通年予算が組めるということは、新市の行政にとっては大変いいことではないかと思えます。これまでの新市の基本計画及び財政シミュレーションの検討も十分してきましたので、新年度、初年度の予算については、これに基づいて1市4町の均衡ある施策を考えていただければ、暫定予算でも行政運営はできるのではと思います。

それと先ほどの説明の中で、電算システムについても10月までには間に合うということでありましたけれども、電算システムの構築、いろいろバグとかそういう可能性もないとは言えないと思いますので、テストラン、その他調整期間も視野に入れ慎重に考えていただき、より一層確実なものにしたいと思っていますので、『平成18年1月1日』の合併を考えていただきたいと思っています。

【中川啓三委員】

ただ今の合併の期日についてでございますが、私たちの合併調査特別委員会において、十分協議をいたしました。その中で合併の期日の設定につきましては、合併の手続き等の期間や住民生活への影響とか、あるいは公的行事等、また首長さん、市長さん、議員の任期等を考慮して設定する必要がありますが、中でも電算システムの統合にかかる準備期間が1年程度かかるとの説明を受けておりました。

ただ今のご説明で、電算業務についても問題なく対応できると、電算システムの統合ができると想定され『平成17年10月1日』との提案でございますが、電算システムの統合では、銀行の合併でトラブルがあったのを記憶しております。そうしたことから、より安全を考え電算システムの試験運転期間等を考えて、万全の態勢で合併できるよう若干時間をとり、ここで3番目でございますが、『平成18年1月1日』を合併の期日としてはどうかと、こういう意見なわけでございます。以上でございます。

【原田欣知委員】

何か不思議な思いをしました、委員さんが皆同じような思いを持っていたのだなと思って、びっくりしました。

私もですね、それなりに会長、副会長が決められたことだから、それでいいかなと思ったんですけど、やはり今の電算システムの移行がですね、統合ですか。12ヶ月必要という説明をしっかりと受けていますよね。だからその辺で10月となると、9ヶ月か10ヶ月しかなかったんじゃないかと思うんですよ。だからその辺で本当に大丈夫なんかなという心配があるんですよ。

それで、できればね、やはり早く合併するということは、ものすごく大切なことと思うんですけども、やはり確実に安全に合併をするということのほうが、なお大切なことではないかと思うわけですよ。そういう意味からすれば、18年の1月ならば年末年始の長い休みもあるわけですから、いろいろ試験したり、なんだりするのには、非常にいいんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

だから暫定予算って、通年予算のほうがそりゃあいいに決まっているわけですけども、やはり新たな市への歴史が始まるわけですから、暫定予算もやむを得ないんじゃないですかね。それよりも、確実にやはり安全に合併が成就できるというほうが、なおかつ大事じゃないかと、私の意見ですけど。よろしくお願ひしたいと思っています。

【合志議長】

その、確実に安全にということところは、十分大丈夫と判断いたしましたところであります。

【原田欣知委員】

今、本永さんが言われましたようにですね、まあ銀行等のトラブルがあったですよ。こういったアクシデントが起こるかわからないわけなんです。それで、UFJ銀行ですか、何か相当なトラブルがあって何て言うか、マスコミなんか大騒ぎになったですよ。

ただ、新市に移行して最初のヒットがトラブルでマスコミが大騒ぎするというようなことがあったらいけないと思うんですよ。やっぱその辺もしっかり考えて、もう一度検討していただきたいと思いま

す。

【合志議長】

だから、そういったところをいわゆる電算の担当等にも確認いたしまして、10月1日で確実に準備できますという判断に基づいて、10月1日を提案いたしているところであります。

【氏永東光委員】

今、議員の、各自治体の議員さんが言われましたが、山口の議会でも当然この合併の期日についていろいろ議論を申しました。その中で、合併の効果といいますが、これを早くするというのと、それから通年予算等々をも合併のメリットとしてこれを最大限に活かしたいという、委員長、副委員長といいますが、会長、副会長のほうにご意見がございまして、これをうちの議会のほうでも諮りました。

うちの議会の特別委員会とすれば、ほとんど全員がですね、1月1日という意見でございましたが、この中で平行線というわけにもいきませんから、私のほうではこれをクロスするためには、今の電算システム、この統合、齟齬を来さない統合、それから今決算審査をですね、きちんとその9月議会に16年度のもあげてもらおうということの問題、それから今、それから他に予測できない問題があるやもわかりませんが、いずれにしても、この10月1日に合併ができるように、この問題点をですね、議員、市民にですね、それから職員、これに過度な負荷のかからないように、そして市民に迷惑のかからないようにやっていただくと、これをですね、是非担保する、こういうことで今の山口とすれば、市長、執行部、そういうものに確認をするということの中で今言われますように、間違いなくできると、これを一応議会のほうでは、「できると言われるんじやから、できんじやろう。」というわけにもなかなかいきませんので、これはできると言われれば、今ぜひですね、そういうマイナスの面がないようにやっていただきたいということを感じて、これを10月1日ということで山口の議会とすれば承認をしたいと、こういうふうに思っております。以上です。

【澤田正之委員】

今3号委員さんがすべて言われてますので、小郡町だけ言わないというわけにはいきませんので、言わせていただきますが、私ども小郡町は議員の取扱いについては、原則をあくまで表に出しておりますもんですから、10月1日ということになると、50日後というのは本当、師走の一番忙しい中に選挙をやらなくちゃいけないということになりますので、それだったら1月1日だったら50日経ったらちょうど2月の20日くらい、それだったらまあ選挙もできるのかなということで、1月1日がいいんじゃないかなと、私はそう思います。

【石田光一郎委員】

実は、今日はこの議題は10月1日で決まってしまうのかなと、簡単に決まってしまうのかなと思っております。私は非常に違和感を感じていたんですが、何も言わずにおこうかなというふう感じてたんですけれども、今3名の委員さんが電算処理の問題で違和感を唱えていただいたので、私もやはり思っていることは言っておいたほうが良いということで言わしていただきます。

まず1月1日に賛成です。なぜかと言いますと、私はもともと2市4町の協議会の時でも、なるべく早く合併してくださいと、何でもいから早く、早いほうがいいんだというふうに言い続けてきました。しかしながらですね、こう10月1日から1月1日の2ヶ月のスパンの中で物事を決めるというスタンスに立った場合、その2ヶ月は大きな問題ではないような気がします。

ちなみにこの、今参加されている委員さんの中で周南市がいつ合併したか記憶にある方がいらっしゃいますでしょうか。もし、いらっしゃったら手を挙げていただけますか。わずかですね。そのように周南市の合併は、まったく私どもにイメージ付けられていない。本当に反面教師として学ぶにはいい合併だったと思います。

私も大学卒業して帰ってきてから、山口小郡の合併等を含めて、塩見委員さんと後に付きながら一生懸命頑張ってきた立場ですので、当然合併のことに非常に関心を持って物事を考えているんですけれども、しかしながら周南市の合併が果たしていつだったのか、また周南市という名前が自分の心の中でフィットするまで、ものすごく時間がかかりました。

人間の経済活動というものはイメージに先行されます。ちょっと話は逸れますが、例えばディスカウントショップなんかは安さを売っているというふうに思われがちですが、安さを売っているのではなくて安さのイメージを売りながら最大限の利益を取っているわけですね。そのように人間の経済活動を左右するものはイメージです。で、イメージの訴求なくして有効な経済活動はありませんし、経済の誘因もありません。

したがって10月1日という行政的な発想に基づく合併期日はあまり私としては適切でないと思います。1月1日こそすべての住民が家族単位でその位置づけを確認できる、またマスコミの方々等を通じて、その合併の期日を認知できる非常に有効な日程だと思しますので、1月1日を支持します。以上です。

【塩見侃三委員】

今、お話を聞いてますと、皆1月1日がいいんだというお話ですが、私は先ほど石田委員が言われたイメージと言いましょうか、そういうものによって経済活動は動いていくということからすれば、私は10月1日、なるべく早くしていただきたいというふうに思っております。以上です。

【合志議長】

10月1日ということ、いわゆる正副会長としては最適と判断した理由を改めて申し上げますと、先ほども理由を申し上げたわけですが、合併が実現いたしまして新市の市長が選挙で選ばれまして、次年度の予算編成に一つの政策的なものを含め、予算というかたちで反映できて執行できると。

これが4年に1回、選挙があるわけでございますので、その毎回1月ということになりますと、毎回4年に1回、暫定ということになるのはやはり避けたほうがいいのではないかなという判断もあったところでございますし、合併ということが決まれば、塩見委員さんからもご発言ございましたけれども、できるだけ早く合併を実現したほうがいい、そういうことであれば準備が十分間に合うようであれば、10月1日が望ましいというふうに判断したと。他に。

【中野勉委員】

私が思いますには、コンピュータというのは、世の中の人の世が便利になるための道具であると思うんですが、その、いつの間にか道具に人間が逆に使われている面があるかも知れませんが、コンピュータの都合に合わせて合併の期日が決まるというのもおかしいような気がいたします。担当のほうで大丈夫とおっしゃっているんですから、10月1日でよろしいのではないかと考えます。以上でございます。

【合志議長】

他に、基本的に事務的な準備があるわけでございますが、事務は政策判断に則って対応していくというふうに考えております。もちろん事務に物理的な無理が生じてはいけませんので、そういうことも含めて検討いたしまして、準備のほうは確実にできるというひとつの確認を経た上で、提案いたしているところでございます。

【藤生副会長】

首長会議でいろいろ議論をした状況を少し触れておきたいと思います。われわれの議論の中でもですね、先ほどありましたように、本当に電算の統合が間に合うのかというのが、やはり一番の議論になったところです。

その件について再度事務局等にですね、確認をした段階において、結果として10月1日であっても何とか、何とかという言葉をつけちゃあいけません、確実に間に合うんだという報告は出てまいりました。

その結果、それであれば、当初これを提案した時に、むしろ4号委員さんの方々からはですね、なぜ10月なのという、むしろ遅いんじゃないかという意見も逆に出ていると思うんですね。なぜそんな手間が掛かるのかと。そういうことの意味を踏まえれば10月1日に電算が確実にできるということであれば、何ら延ばす理由はないんじゃないか、ということの議論に落ち着いたわけです。それがまず第一点。

それと先ほど会長がおっしゃいましたように、4年に1回選挙があるわけがありますので、1月1日

にやると、どうしてもですね、4年に1回というのは常に暫定予算という状態が生まれてくる、これは果たしていかがなものだろうかということの二点がやはり大きな議論になったのが、われわれ首長間での議論になったんです。

結果としては確認の上、電算が間に合うという報告を受けましたので、ならば10月1日と、むしろあと10月1日があったのかな、だからそういう途中の日にちよりも10月の1日というほうがいいんじゃないかということで議論がまとまったわけです。だいたい状況はそういう議論がされたということだけのご理解をいただきたいと思います。

【合志議長】

他に、いろいろご意見あるかとは思いますが、どれかの期日に決めなければならないわけがあります。このことにつきましては、いわゆる執行上の責任をある意味で担っております正副会長で、最適と判断した案をですね、ぜひご理解、ご支持いただきたいと思うわけですが、

改めてお諮りいたします。よろしいでしょうか。それでは継続協議第9号「合併の期日」につきましては、『平成17年10月1日』ということで確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは『平成17年10月1日』ということで確認いたします。

続きまして、継続協議第27号「新市建設計画」につきましてですが、会議冒頭の報告事項で、澤田小委員会委員長より報告がありましたように、新市建設計画の案につきましては、小委員会で熱心な協議がなされ、確認をされた後、案としてでございますが、本日の協議会提出という運びとなったものでございます。それでは、この新市建設計画の案につきまして、小委員会以外の委員の皆様にも、ご意見を賜りたいと思っております。それでは事務局から説明をお願いいたします。

【飯田計画班長】

それでは、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。計画の名称といたしましては、「新県都のまちづくり計画」とし、未来を拓く新たな県都をつくりあげていく計画であると、こういった思いを込めております。

まず4ページにまいりまして、3の「計画の性格」につきまして、合併の是非を判断する重要な材料であること、それから合併した場合は、新市における総合的かつ計画的な行政運営の指針として総合計画等に継承される重要な計画となること、それから財政支援措置を受けるための前提になることについて記述しております。

それから4の「計画の策定方針」につきましては、合併後概ね10年間を計画期間とし、その中で、速やかな一体化の促進や住民福祉の向上、さらに新市全体の均衡ある発展を目指すことなどについて記述しております。

飛びまして7ページでございます。7ページからは基本方針に入りまして、8ページの将来都市像でございます。「ひと・まち・自然が輝き 未来を拓く新県都」を都市像として、人や物、情報等の交流の核となる県勢の発展をけん引する中核都市づくりを進めていくこととしております。

続きまして、となりのページでございますが、2の「基本理念」でございますが、お示しのとおり、「快適な暮らしを育むまち」、「絆を深め共生を育むまち」、そして、「活力ある自立を育むまち」を新市のまちづくりの基本理念とするものでございます。

次に、10ページでございますが、ここでは、将来都市像の実現に向けて、先ほどの三つの基本理念の下に五つのまちづくりの基本目標を掲げ、多様な取組みを進めることとしております。

11ページでございます。4の「中核都市づくりの方針」でございますが、これにつきましては、都市像の実現に向けた最重要課題でございます、中核都市形成に向けての取組方針を定めたものでございます。要点としまして、ひとつには、交流を核にした都市発展に取組み、文化、経済をリードする中核

都市としての機能強化を図るということ。いまひとつは、山口・小郡の両都市核の機能強化と地域核の整備そして、それらの核の連携強化を図り、効果的・相乗的な都市発展を実現するということでございます。

それからちょっと飛びまして14、15ページでございます。「地域別整備の方針」でございますが、新市を上から自然環境や歴史的文化的遺産を活かすと共に、農林業の一層の高度化を図る地域づくりを目指す「自然と文化発信エリア」、それからにぎわいと利便性を備えた地域づくりを目指す「都市活力の創造エリア」、それから広域交通網へのアクセス、利便性を活かした憩いと躍動的な交流を担う地域を目指す「憩いと躍動交流エリア」として、それぞれ個性的な地域づくりを進め、併せて交通・情報基盤の整備により一体感のある多核連携型の都市を形成することとしております。

それから16、17ページの「地域自治の方針」につきまして、各市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重するとともに、住民本位あるいは住民主役のまちづくりを進める仕組みを方針としてまとめたものでございます。その内容といたしましては、17ページになりますが、地域の意見が反映され、地域振興が図られることを目的とした「住民自治の新たなルールづくり」の推進、次に、住民自治活動の拠点と行政の地域振興拠点としてのふたつの機能あるいは役割を併せ持つ地域自治センターの整備、そして、各地域において住民自治や地域振興を進める仕組みとして、仮称でございますが、まちづくり審議会の設置及び各市町のこれまでの自治組織の充実と連携強化を図ることとしております。

それから18、19ページの「主要指標」では、まず(1)でございますが、目標人口につきまして、定住対策等の施策を進めることにより、平成28年には、208,000人を目標とするものでございます。(2)の就業人口につきましても産業の活性化策等の推進によりまして、110,000人を目標としております。それから(3)の交流人口につきましては、人の交流を重視した新たな地域の活性化を図るため、安定的な交流人口として年間300万人以上を目指すものでございます。

続きまして20ページから「第4章 未来を拓くプロジェクト」というところに入ってまいります。これは、将来都市像の早期実現と住民の一体感を醸成するため、後ほど出て来ますが、「第5章 まちづくりの施策」の中から、特に重点的に取り組む施策について、分野別施策の枠を超えて、横断的にプロジェクトとして取り組むものでございます。

次に21ページの表にお示ししているとおり、二つのテーマのもとに、九つのプロジェクトに取り組むこととしております。まずは、都市の発展を目指すテーマとして、「多彩な個性が輝き交流を広げる中核都市の形成」を掲げ、このテーマの実現に向けては、1から5までのプロジェクトを設定しております。これは、各市町の特性、個性を最大限に活かし、山口におきましては「文化」、小郡では「交通」、阿知須では「躍動」、秋穂では「海洋」、そして徳地につきましては「里山」をキーワードにした交流拠点づくりを進めることによって、全体として、交流を核にした都市発展、県勢の発展をリードする中核都市づくりに取り組むものでございます。

二つ目は、市民の生活の向上を目指すテーマとして、「ひとがいきいきと暮らせる生活都市の実現」を掲げ、このテーマの実現に向けては、市民だれもが、住み慣れた地域で、心豊かにいきいきと暮らしていただけるよう、6から9までの四つのプロジェクトを設定しております。

それでは、個々のプロジェクトにつきまして、簡単にご説明させていただきます。22ページをお開きください。まず、1の「文化交流拠点づくりプロジェクト」でございますが、山口の中心市街地につきまして、これまで蓄積されてきた教育、文化あるいは情報といった高次都市機能の集積と高度化を図るとともに、中心商店街や湯田温泉といった都市活力を支えるにぎわい空間の活性化を進めることによって、知的・文化的な付加価値が創出される交流拠点づくりを進めていくものでございます。

次に、24ページでございます。2の「交通交流拠点づくりプロジェクト」でございますが、これは、新山口駅周辺の広域的な交通拠点性を活かし、25ページの図で示しておりますように、駅北側を広域交通・交流拠点ゾーンとして位置づけ、土地の高度利用により、広域的な交流を促進する機能等の整備を進め、また、駅南側を活力ある業務・商業ゾーン、新たな都市拠点ゾーンと位置づけ、企業の本社・本店、あるいは金融機関などの業務機能や、商業施設等の立地を促進していくものでございます。

次に、26ページの「躍動交流拠点づくりプロジェクト」でございます。これは、阿知須きらら浜につきまして、総合的なスポーツ・レクリエーション施設の整備を促進するとともに、自然観察公園や新たに整備されます道の駅などを活用した多様な交流を促進するものでございます。

次に、28ページの「海洋交流拠点づくりプロジェクト」でございますが、これは、南部の美しい海岸線を保全しながら、レクリエーション機能等の充実や海洋資源を活かしたイベントの開催など、海洋空間の多様な活用により、地域の活性化を図ろうとするものでございます。

それから30ページの「里山交流拠点づくりプロジェクト」でございますが、魅力ある里山の形成を目的に自然とふれあえる空間の創出や農林業の高度化、さらに農林業等を通じた交流の促進を図ろうとするものでございます。

続きまして、32ページ、「地域にぎわい拠点づくりプロジェクト」でございますが、各市町が、長年に渡って蓄積してこられた生活・文化、こういった拠点機能を活かしながら、地域住民の日常生活を支える地域核としての諸機能の整備充実を図るとともに、各地域の地域振興の強化を図るため、現在の各庁舎・役場を地域自治センターとして機能強化を図るものでございます。それから33ページの表につきましては、都市核・地域核、そして生活の場としての地域における機能配置を整理したものでございます。

次に、34ページでございますが、「人が主役のまちプロジェクト」。これにつきましては、新市の一体性を強化するため、新市の住民の交流機会を拡大するとともに、地域自治の拡充や市民の意見を活かした施策を推進することによって、住民と行政が連携・協働した豊かで住みよい地域づくりを進めるものでございます。

次に、36ページでございますが、「未来を担う子ども育成プロジェクト」でございます。子供を安心して産み育てられる環境づくりや、子供が非行に走ることなく健全に成長していく環境づくり、さらには、子供の個性や創造性を伸ばす教育を充実し、新市の未来を担う人づくりを進めていくものでございます。

次に、38ページでございますが、「高齢者いきいきプロジェクト」。これにつきましては、高齢者が長年に渡って培ってこられた豊富な知識や経験が活かされ、生きがいを持って社会に参加していただける環境づくりを進めるとともに、安心・安全に暮らしていただける生活環境づくりを進めるものでございます。

それでは、続きまして、40ページの第5章「まちづくりの施策」でございます。これにつきましては、新市の根幹となるべき施策あるいは事業ということで、先ほどありました基本方針の中で掲げた五つの基本目標に沿って、41ページにお示ししておりますように、新市が取り組む主要な施策を分野別に体系化しております。42ページからは、この施策の体系に沿って、主要施策を掲げておまして、主な事業と、その事業概要をお示ししております。ここに掲げる施策あるいは事業につきましては、基本的には、各市町がこれまで取り組んでこられた、まちづくりの歩みを尊重するという考えのもと、各市町より要望された施策や事業を中心として組み立てております。

一例を申し上げますと、42ページ、1の「次代を担う心豊かなひとづくり」につきましては、として、「生涯学習の総合的な推進」を掲げ、その主要施策として、「生涯学習推進体制の整備」及び、「全市的な図書サービスの実施」があり、具体的な事業と、その事業概要につきましては、真ん中に記載しております。また、その事業主体につきましては、右端の欄に記載しておるところでございます。これにつきましては以下、76ページまで続きますために、説明につきましては、省略させていただきます。

次に、ちょっとページが飛びますが77ページでございます。第6章の公共的施設の適正配置と整備でございます。公共的施設の配置につきましては、特に住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、あるいは財政状況を踏まえて事業の効果や効率性につきまして、十分な検討を加えた上で整備を進めることとしております。

次に、79ページでございます。「第7章 財政計画」につきまして、新市財政計画表の中に数値を掲載したものを示しております。これにつきましては、今度はお配りしております資料3の、「財

政シミュレーション「～財政計画作成のための検討資料～」により、ご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3の1ページにまいりたいと思っております。1ページにつきましては、ここでは財政シミュレーションの作成指針をお示ししております。策定にあたりましては、過去の決算状況の分析、それから国内総生産等の社会経済状況の動向把握等を行いましたうえで、歳入面におきましては、地方税や地方交付税等の趨勢について同じ条件のもとに設定をする、また歳出面におきましては、各市町で中期財政見通し等があります中、そういったものとの整合性をとりつつも、一定の項目については、やはり同じ条件で伸び率等を設定する、という具合にしております。

推計期間でございますが、欄外に記述しておりますとおり前期10年間、後期10年間の計20年間といたしまして、前期10年間は、まちづくり計画における財政計画となります。また、後期10年間は前期10年間に及ぼす影響であるとか、財政が持続可能かどうかなどのチェックにも役立てるということでございます。

なお、対象とする会計は、普通会計でございます。これは、地方公共団体の財政状況を比較・分析するために通常、用いられる会計区分でございます。介護保険事業であるとか公共下水道事業といった公営企業会計等を除いたすべての会計でございます。

次に、2ページには、財政シミュレーションの骨格といたしまして、作成手順を図示いたしております。

それから次に、3ページにまいりまして、歳入・歳出各項目の伸び率の設定につきまして、合併した場合と、合併しなかった場合とに区分して掲載し、次の4ページでは、「県央部1市4町における財政支援措置等」をお示ししておりますが、これらのご説明については省略させていただきます。

それでは、5ページをお開きいただけますでしょうか。ここでは、合併しなかった場合の1市4町の単純合計分の財政推計を掲載しております。中ほどのコメントにもございますが、収支差額が大きく、仮に、すべての基金を取り崩すことが可能であれば、平成21年度まで現行の財政運営は持続できますが、平成22年度以降は歳出水準の下方修正に迫られるという推計になっております。

それから6ページから10ページに、1市4町それぞれの財政推計を掲載しております。

それから次に、11ページをご覧くださいませでしょうか。ここから、合併に伴う財政推計に入ります。まず、合併新市における人口、あるいは世帯数等の推計によりまして、歳入・歳出各項目の伸び率を設定し、人件費の削減についても見込んでおります。財政シミュレーション上は、人件費の削減額を前期約80億円、それから後期を約160億円と見込んでおります。さらに国・県からの財政支援措置や調整案等の反映をいたしまして、新市の財政推計（合併特例事業加算前）ということですが、その段階の推計をいたしております。

次に、13ページをお開きいただけますでしょうか。11ページの合併特例債加算前の各年度の収支状況を分析し、また、合併特例債の償還見込みを試算した上で、合併特例事業の年度間調整を行い、各年度の収支状況、後年度の財政負担を考慮し、さらに、基金等からの繰入金や繰越金の算入を想定した上で、平成27年度までに合計448億円の合併特例事業を計上し、そのうち211億円につきましては、通常事業に振り替えております。この振替につきましては、これまで別の地方債メニューによりまして実施してきたような事業に対しまして、普通交付税の措置率に優れた合併特例債を充当し替えていくということでございます。

それから今度は、14ページの中ほどにコメントに掲載しておりますが、合併しなかった場合の1市4町の財政推計（単独の合算）と、合併した場合の新市の財政推計との比較によりまして、合併効果を算出することができます。20年間で、収支改善額は311億円、投資的経費の増加を含めた財政面における合併の波及効果につきましては690億円といたしております。

そして最後に、24ページをお開きいただけますでしょうか。新市の財政推計に、基金等からの繰入金や繰越金を算入した、財政計画表をお示ししております。左下のコメントにもございますが、1市4

町の財政推計におきましては、すべての基金を取り崩したとしても、平成22年度以降、現行の行政水準を維持した財政運営は困難と推計されますが、合併した場合には、財政支援措置や人件費の削減効果等により、現行の行政水準を維持した上で、さらに住民サービスの向上や住民負担の減少を見込み、なおかつ、投資的経費を増加させても20年間の財政運営は十分持続可能であると推計できます。

財政計画表におきましては、各年度の収支状況は一定水準の黒字を確保できますが、期間中は基金繰入金に頼らざるをえない状況であり、財政シミュレーションで加味していない行政改革等の政策的効果を発揮させ、財政健全化の取組みをさらに進めていく必要があると、こういうふうにつながるところでございます。

財政シミュレーションのご説明につきましては、以上でございますが、今のこの24ページの財政計画表の歳入歳出各項目の前期10年間、この数値が、先ほど資料2のほうでお示ししておりましたが、まちづくり計画における「財政計画」の新市財政計画表の中の数値として掲載されているところでございます。財政関係の説明につきましては、以上でございます。

資料2のほうに戻っていただきますと、これは最後になりますが、80ページから83ページにつきましては、語句説明ということで、これでまちづくり計画につきまして、全部ということでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【合志議長】

それでは、継続協議第27号「新市建設計画」の案につきまして、ご意見ご質問、あればお願いいたします。

それでは、塩見委員さん、先ほどのご発言は今あったということで、何か。

【岡田実委員】

塩見委員から先ほどございましたご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、私個人の考えというよりは県としての考え方をですね、きちんとお話をさせていただいたほうがよろしいかと思っておりますけども、ご案内のようにここにいらっしゃる各委員さん、すでにご案内のことかと思っております。県内に中核都市づくりの必要性というのは、県がかねがね主張してきたところでございますし、とりわけこの県央部においてですね、中核都市をつくっていただきたい、また県としてもこれは強力に進めていこうというふうな立場でずっと取り組んでできておりますし、その気持ちにはまったく変わっていないわけでありませう。

そういう状況の中で、今回この1市4町さんのほうで、中核都市づくりを目指して新しいまちづくりをお進めになるということでございますから、これについて県としてもですね、積極的にご支援をしていこう、地元の人と一緒に中核都市づくりを目指していこう、こういうふうな考え方でございます。そうした考え方に基づいて地元の方からこの新市建設計画について事前の協議もいただいております。各種事業について、庁内で検討させていただきまして、20数事業あるかと思っておりますけれども、事業を盛り込まさせていただいたところであります。

その中で、とりわけ先ほどもご質問の中で触れられました、74ページ新市建設計画のほうでございますけれども、「県内外の交流を促進する拠点施設の整備」というかたちでご提案がございました。私も庁内でも十分検討させていただきました。具体的に新山口駅北地区ということで、新市、県、民間によるプロジェクトチームをつくって、そして施設整備に向けた調査・研究を行っていかうじゃないか、とこういうご提案でございます。私もここにございますように、事業主体の一員として参画をし、県としてできる事業をきちんとやっっていこうというふうな考え方で、これに参画をしていくというふうな決意を持って、この事業もここに組み入れさせていただいたような次第でございます。

いずれにいたしましても、中核都市づくりに向けて、これは県勢全体の振興にかかわるものがございますから、県としてもきちんとそれに取り組んでいくというふうな決意で地元の市と十分連携をさせていただきながら、調整もさせていただきながら取り組んでいきたい、とこういうふうに思っております。以上でございます。

【合志議長】

他に、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

【石田光一郎委員】

私は新市の建設計画の小委員会に属させていただいてる立場から言いますと、その中で議論もつくしてありますので、あえてこの場で言う必要性に関しては若干自分の中でも、どうだろうかというふうには考えているんですが、しかしながらやはり今回のほうで議事録に残していただくという立場から発言させていただきたいと思います。あくまでも全般的な意見です。

今、県庁の岡田委員さんのほうからご返答ありました内容に関して、すべてに関して違和感なく受け止められました。きちんとした発言をしていただいているというふうに感じました。しかしながらこの小委員会の過程において、少しそういう部分の違和感を持ちながら協議を続けてきたという事実が、私の中にはありまして、意味合い的には74ページの事業主体が新市、山口県、民間というふうに表示されていることが、最後の最後まで事業主体未定という動きできていました。

また、やはりそれと連動する74ページの「県内外の交流を促進する拠点施設の整備」は、そういうかたちで事業主体が決まっていながら、それと連動するであろう71ページの土地区画整備事業に関しては、新市と民間、またそれと連動するであろう64ページの上から5番目の広域交流拠点、新山口駅北地区の形成における自由通路や人工地盤に関しては新市の事業と、そういったものを縦断したちゃんとした開発に向けてのスタンスがとられてなかったのではないかなと、この新市の委員会の中で最後の最後になってやっと、県庁さんのお名前を出していただいたような印象で今まではきてました。今日は違いますけれども、今まではそういう印象を持っていました。

何が言いたいかと言いますと、塩見委員さんのほうからもお話が出てましたように、県都をつくる目的でこの合併を進めているわけでありますので、やはりもう少し、今後は県庁の方にはリーディング的な立場で、この事業を推進していただきたいと思えますし、これは個人的な意見ではありますが、今までに山口県の衰退は、人口が160万を切るような人口基盤の低いところであるにもかかわらず分散投資を重ねてきた結果だというふうを考えてます。これは通常の商業でも簡単に言えますように、競争力のあるところと戦う時に、分散の戦略をとっていたら必ず負けるわけですね。山口県の場合、広島市という100万都市と北九州市という100万都市、または福岡市が近くにあって、その中でどう戦っていくかということ的位置づけていかなければいけないのは明白でありまして、その中で過去の山口県の行政においては分散戦略がとられていた。ばらまきがとられていたというふうには私は思っております。

今後はやはり県政も新しい態勢になられた以上は、過去を周到するのではなく、やはり新しい未来をつくるためには集中投資を、ある程度考えていただく必要があるというふうに思ってます。山陽新幹線沿いの各県庁所在地の駅を降りれば、明白な事実です。岡山駅、広島駅、そして新山口駅に降りて果たしてこのままでいいのかどうかというのは、誰が見ても明白な事実ですので、その辺りを非常に重点的に捉えて、今後はリーダーシップを発揮して、この開発等を進めていただきたいというふうに思っております。以上です。

【藤田義正委員】

単純なご質問ということでお聞きしたいんですが、私もこの合併協の委員として入った時ですね、名指し、いろいろなものを申し上げてもいいと思えますが、小郡町の澤田委員さんから、委員の説明責任ということを強く強調されておりました。今も私は、その気持ちはいささかも変わっておりません。思いをそのままこの席で出しております。

今からお尋ねすることはですね、今、石田委員さんもお話になりましたけれども、県の対応、私のおる時、県の都市計画はいかなるもんですか、ということをお尋ねしたことがございます。その時ですね、今調整というか、そういう段階で、まだはっきりと申し上げる時期ではございませんというお答えだったと、私は解釈しております。

今この県央における思いも、今石田委員さんの思いといささかも変わりません。長々となりましたが、その思いの中ですね、住民の皆さんから「特例債とは、藤田さん、どんなもんかいね。」と今、関心

が非常に高くなっております。その中で私が答えるのはですね、今このシミュレーションでございますけれども、事業費の95%は起債できて、借入償還と、7割は後年の交付税で算入されるんですよ、しかし3割は、私は自治体の借金ですよという答え方をしております。

そして今、新聞または報道の中でみてわかることはですね、難しいことは私もはっきりはわかりませんが、三位一体というかたちの中、国庫の補助の問題とか税源移譲、地方交付税等々がございます。その中で、私は今後の交付税の不安定化というか予測というのはいかが立てられているか。またその辺の、どの辺の借金に対する返済能力等を含め、目処はどのように試算されているんだろうかということをお尋ねしたいと思うわけでございます。

当然、10年後、15年後、20年後とすでに資料はできておりますけれども、私はそういう不安定要素の中での捉え方ということを一点、お聞かせいただければと思うところでございます。わかる範囲で結構でございますので、よろしくお願いたします。

【高村計画班員】

それでは、藤田委員さんのご質問にお答えをいたします。合併特例債ということで、それに関する財政関係のご質問ということでございまして、合併特例債につきましては財政シミュレーション、[資料3](#)の4ページに県央部1市4町における財政支援措置等というところで、国、県の財政支援措置の中に掲載をさせていただいております。通常建設事業につきましては、表の一番上でございますけれども、合併特例債（建設事業）ということでございまして、借入限度額、真ん中でございますが、448億円ということでございまして、こちらの借金といいますが、地方債に関しまして、元利償還金に対しまして70%の地方交付税の措置があるというふうな制度になっております。

先ほど、藤田委員さんがおっしゃられたとおり、残りの3割につきましては、純粋に地方が負担しなければいけない、一般財源というところでございますけれども、純粋に負担しなければ、税金等でまかなわなければならない負担であるというふうなことでございます。

そういうことでございまして、財政シミュレーションにおきましては、[資料3](#)の財政シミュレーションにおきましては、13ページ以降に新市の財政推計ということで、合併特例債をいろいろ考慮いたしました推計をいたしております。この中のコメントの中にも書いておりますけれども、先ほど言いましたように448億円の内、すべて発行すれば、当然先ほど申しました、残りの措置していただけない3割部分というのは持ち出さなければいけない、負担をしなければいけないということになってまいりますので、現時点での財政シミュレーションでは、ちょっとそこまでの新しく事業を興して全額新しい事業に充当するということは、現時点では実質的には不可能であろうというふうな推計をいたしております。

そういう結果でございまして、448億円の合併特例債のうち、211億円につきましては、通常の事業といいますが、合併特例債より交付税措置率が悪いといったらよろしいでしょうか、そういった合併特例債は非常に財政支援措置が高いといいますが、そういう借金でございますので通常、今現在で想定されている借金を振り替えて発行するというふうなことでございまして、実際には15ページ以降、ちょっと先ほど説明を長くなりますので省略させていただきましたが、合併特例債の起債につきましてはシミュレーションを簡単ですけども、掲載をさせていただいております。

16ページでございますけれども、こちらがただ今申し上げました、全額新規の事業に充当した場合ということでございまして、472億円、一番上の表、グラフとなっておりますけれども、右のほうに合併特例事業472億円ということで掲載しております。こちらを全額新規の事業を発行して合併特例債を発行いたしますと、その下になりますけれども、合併特例債を448億円発行いたします。その下にまた矢印が出ておりますけれども、一般財源として134億円、こちらの元金みの計算でございますけれども、134億円が新たに必要になってくるというふうなことでございます。

しかしながらさっきも申し上げましたように、ちょっとこれだけの一般財源を負担していくのは現時点でのシミュレーションでは非常にむづかしいということでございまして、いろいろなその他の財政支援でありますとか、調整案等の影響等ともいろいろ含めまして、現時点で可能な範囲ということで次の

17ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの というところで、またシミュレーションを載せておりますけれども、こちらが結果的に事業費を最大限にするというふうなことで現時点での財政シミュレーションにおける事業費の最大化をしたシミュレーションということでございまして、一番下の表といいますかグラフのところでございますが、一番右のところ合併特例事業250億円というふうなことで載せております。

これは先ほど申しましたが、448億円の合併特例債のうち211億円を通常の事業に振り返るといふことをいたしまして、残った237億円を新規の事業に充当すると、こちらのほうが95%で、割り戻しますと250億円ということになっておりまして、この250億円を新規の事業に充当するというふうなことで、残りの211億円は通常事業に振り替えるというふうなことで、財政シミュレーション上はこの20年間の、財政維持はできるというふうなことで試算をいたしておるところでございます。説明は以上でございます。

【合志議長】

他に。それでは一応、特にないようございまして、お諮りをいたしたいと思っております。継続協議第27号新市建設計画の案につきましては、案ということで確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

ありがとうございます。それでは新市建設計画の案を確認させていただきました。本日ご確認をいただきました、新市建設計画の案につきましては、10月から11月にかけて、各市町で住民説明会を開かれまして、住民の方々に理解を得るとともに、様々なご意見をいただき、その後11月中に小委員会を開催し、さらに審議・調整いたしまして、最終的な新市建設計画案を、11月下旬に予定しております、第3回合併協議会に提出し、委員の皆様方に協議していただき、ご確認をいただくという、予定としているところであります。

暫時休憩いたします。10分間ほど休憩いたします。

[午後3時25分～午後3時35分 休憩]

【合志議長】

それでは、会議を再開いたします。続きまして、継続協議第28号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましてであります。前回の協議会におきまして、1市4町の議長さんが各議会の意見・意向を集約され、作成されました試案を提出され、4号委員さんのご意見をひとりずつ伺ったところで、継続協議といたしたところでございます。その後、議長さん方におかれましても、試案を持ち帰られ、再度検討されたと伺っています。まずその結果につきまして、お聞きいたしたいと思っております。

【武田寿生委員】

山口市議会の武田でございます。1市4町の議長を代表いたしまして、私から試案について説明させていただきます。

先ほど会長から報告がありましたように、前回の協議会におきまして、試案を提出いたしましたところ、4号委員さんから様々なご意見を承ったところでございます。そして、その後、本日の協議会までの間、4号委員さんからお伺いいたしましたご意見を基に、試案について再度協議をしましてまいりました。私どもといたしましても、在任特例の適用をはじめ、在任の期間、在任特例適用後の定数、それに伴う選挙区の設置など、数々の議論を重ねてきたところでございまして、試案については、前回、**資料3**で、その理由をご説明申し上げているところでございます。新市において新市建設計画を基に、平成18年度の予算措置がなされ、その実施を見極めるための必要最小限の期間について、在任をしようとするも

のでございまして、これは私たち議員に課せられた責務であるというふうに考えておるところでございます。

このことにつきましては、前回の協議会におきまして、4号委員さんの半数以上の方は、この試案に対しまして大方の賛同の意を示されておられます。したがって、この試案をもちまして、委員の皆様にも、また住民の皆様にご理解をいただきたいと考えておる次第でございます。

また、試案の(4)の選挙区のところでございますが、選挙区の設定につきましては、議長が協議する中でも、「選挙区を設定して、地域から最低数の議員数は確保したい。」とのご意見と、「選挙区を設定した場合、新市の一体感が阻害される懸念がある。」ということから、選挙区設定しないほうが良いというような意見がございました。4号委員さんからも同様の意見をいただいているところでございます。したがって、選挙区の設定が必要なかどうか、合併時までのできるだけ早い時期までに、速やかに調整をしてみたいと考えております。

なお、前回、ご意見の中で選挙区設定については、「合併時に調整する。」という表現について、「合併するまでには調整を済ませてほしい。」という意見も多く見受けられましたので、同じ意味合いと思っておりましたが、誰が見てもわかりやすいようにということで、「合併時に調整をする。」を「合併時までに調整する。」というふうに、「まで」という言葉を追加し、修正をさせていただきました。

本日は、継続協議事項として前回とほぼ同様の提案となりましたが、私どもが協議の上、提案をいたしました試案について委員の皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。また、この試案の内容については、市民・町民の皆様に向けて、十分理解していただけるよう責任を持って説明をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

【合志議長】

はい、ありがとうございます。それでは、前回は、4号委員の皆様から試案に対するご意見をお伺いしたところでございますが、山口市の岡部委員さんがご欠席でございましたので、本日は岡部委員さんのご意見も、お伺いしたいと思います。岡部委員さんよろしいでしょうか。

【岡部達矢委員】

前回欠席しまして申し訳ございません。ご指名でございますので意見を述べさせていただきます。

試案で示されております内容について、まず任期、在任特例ということでございますが、やはりこの案件はこのことが重要ではありますが、やはり最重要課題は、先ほど議論を交わされた新市建設計画そのものが、10年という長いようで短い中でですね、スムーズにスタートし軌道に乗せていかなければならないということでもあります。したがって7ヶ月と示されている期間で、適当であろうというふうに思います。

それから定数については34ということでございますが、ただ選挙区についてもいろいろな意見があるとは思いますが、やはりこれだけ大きな新市、エリアとしてですね、新市となっていきます。まちづくり審議会等新しい仕組みも取り入れられていきますし、新市の議員さん方はやはり今まで以上に新市全体を34名の方がですね、見渡して、よりよいまちづくりに取り組んでいただかなければいけませんので、全圏1区というふうな方法も一つの考え方であろうと思いますし、しかしながら新市に移行してすぐという部分は、選挙区という部分もございまして、この辺はここに書いてありますように、「合併時までに」ということで十分に議論を重ねていただいて、皆さんが十分に納得いく内容で示していただきたい、そしてここで決めていただきたいというふうに、ここでは決めないんではと思いますが、議論して方向付けをして頂きたいというふうに思います。以上です。

【合志議長】

はい、ありがとうございます。先ほど、武田議長さんからのご説明で、試案につきましては、基本的に、前回お示しいただいた内容で、選挙区の設定につきまして、「合併時に調整する。」を「合併時までに調整する。」という修正がなされたもののご提案ということでございます。

それでは、この案につきまして4号委員さんをはじめ、ご意見ご質問があればお願いいたします。

【原田欣知委員】

今、武田議長さんから説明があったんですけれども、1市4町の議長さんが議会を代表して、議会の意見をとりまとめた中で調整された項目ですから、まったく異議はありません。しかしながら、4番の選挙区設定については、「合併時まで調整する。」この前の時には、「合併時に調整する。」ですかね。読み替えたなら同じという事務局からの説明があったんですけど、やはりこれは、さっきの理由書の中にも一長一短あると言われたんですけども、一長一短というのはどっちでもええということですからですね、やっぱ決めるほうがいいじゃないかと思うわけですね。

新市の議員の当確のラインが3,000票なのか4,000票なのか5,000票なのかわかりませんが、その得票をするためにはですね、かなりの準備の期間が要るんじゃないかなと思うわけですね。それと、新たに新市の議員として今度は是非活躍してみたいと思われる方もですね、いろいろおられるんじゃないかと思うわけですね。そういった方にも、広く門戸を開く意味合いからしても、やはり新しい人が出やすい雰囲気というか、その状態というのをですね、つくってあげとかんといけんのじゃないかなと、そういう思いがするんです。

そういうことが新市の新しい活力に繋がるんじゃないかなと、そういう見方をしております。ですから私どもの議長がちょっと言ったのには、秋穂町は定数特例で、微増を狙って選挙区を設定して欲しいという要望を全会一致で決めておったんですけど、まったくそうはなっていないんですけども、この前の私どもの議長が言うには、「どうもその選挙区は設定しないような感じが強いぞ。」というようなことですから、しないならしないでもいいですからですね、もう一度しっかりここへ議長さんみんなおってわけだから、もういっぺん集まって、ここで4番の項については選挙区は設定しないというかたちのことをね、それでもいいわけですから、決められたほうがもうすっきりしていいんじゃないですかね。

これは後、引っ張って伸ばしても、だれがどのようにいつまでに決められるかという、まったく保障がないわけですね。それを決められたで、またどこで認めるのかどうかという話もたぶんないんじゃないかと思うし、そういうかたちで今からすぐやっていただくのが一番いいんじゃないかと思うんですね。

なおかつ、選挙区を設けるということになる、それなりの定数をどういうふうに配分するかというようなことですね、いろいろシミュレーションせんやあいいんということになるんですね、またこれはもめる基じゃないかと思うわけですね。時間もかかるし、だからぜひともその辺のところですね、会長が調整いただけたらいいんじゃないかと思うんですけど。以上です。

【村田康子委員】

今先ほど、選挙区の設定をしないほうがいいんじゃないかというご意見がございましたけれど、私はまったく逆の意見なんですけどね。

やはり今の新都市のまちづくり計画をお聞きしても、これまでのまちづくりの歩みを尊重する、でいろいろなエリアがあるわけですね、いきなり合併時に、そう設定しないで果たして議員さん同士が上手くいくかどうかもちっと不安なわけですね。

それで、私なんか思うんですけども、こういう町とかちっちゃいところはいきなり議員数が減るのはもう目に見えているわけですね。そういうところで果たして、そういういろいろな意見が吸い上げられるのかどうかはとても不安なわけですね。

とりあえず最初の、在任期間はちょっと私も反対してたんですけども、在任特例をとられるんならば、最初の選挙だけでも旧市町で選挙区を設定していただきたいと思っておるわけです。

【藤田義正委員】

第1回の法定協議会におきましてですね、議長さんより4号委員に意見を求められまして、私も先ほどこの議事録を見ましてですね、一点私は、合併時まで小選挙区で定員云々の意を含めての発言だったんです。それがちょっと文言的に、私の記憶違いですね。皆さん委員には違った数字を申し上げております。改めてここですね、私が言いたかった数字について皆さん方に報告いたします。

と申しますのは、これは隣の周南市さんのことに触れながらの大意について述べたわけでございます。

す。と申しますのは、99年の4月にあった統一選挙の結果ですね。このことにつきましては、当然新市ができての一般投票の中で、どのようなかたちになるかということで、いろいろ検証をされておりました。その中で私が言いたかったのは、あの時ですね、鹿野町、これが人口4,500人、隣の徳山市がちょっと幾らというのは記憶がございませんけど、それとですね、15万8,000人の占める割合が3%弱だったです。

その結果ですね、99年の統一選においては、鹿野町のトップ当選が300票だったんですよ。この前の席上で私はね、11%増しの333票と申しております。大変申し訳ないと思ってます。それでですね、隣り町の徳山市でございますが、これが最下位で当選された方が、1,334票と、実に4倍強の票差がございました。

そしてまた皆さん委員十分ご存知と思いますが、さきに行われました新市の周南市、この結果におきましてはですね、鹿野町さんからは12人いらっしゃった議員さんが1人になっております。このことは周知の事実でございます。このことを踏まえながら、新しい議員の選出においては十分考慮してくださいよということで、意見を述べたわけでございます。

また、鹿野町におきましてはですね、町長さんは特別参加ですかね、そういうかたちで新市に残っていらっしゃるように聞いておりますが、そのことも含め、民意の反映というか急激な変化、その辺を十分考慮して、合併前に小選挙区の定員というのをしっかりと決めて欲しいというのが希望でございます。

【牧徹委員】

基本的には前回と同じ意見になるんですけども、結論としては定数特例、法定の上限の34名プラス若干名、数名程度加えたかたちの定数特例の適用と、それに加えて選挙区の設定が適当ではないかというふうに考えております。

理由といたしましては、前回も言いましたけれども、秋穂町は合併後周辺地域に属するようになるわけですけれども、秋穂町の住民からは、行政サービスの低下とか住民の声が行政に届きにくくなるんじゃないかというようなことに対する懸念の声が出ております。もちろん秋穂町役場も地域自治センターとして存続するわけですし、まちづくり審議会という住民自治の組織もできるんですけども、それが軌道に乗るには時間がかかるでしょうし、そういう住民の不安の声を吸い上げて行政に届けていただく各地区の議員さんに対する、役割に対する期待というのは大きなものがあると思います。そういう意味では新市誕生後に、各地区で議員さんの空白地帯ができるというのは、絶対避けなければいけない、避けていただきたいというふうに考えております。

そのためにも何らかの特例措置を講ずる必要があるというふうに考えておりますけれども、先ほど申しましたような意味合いにおいて、7ヶ月では短すぎると、確かに予算審議はできるかもしれませんが、先ほど申しました住民の声を吸い上げたりとか、新市合併後、行政が軌道に乗るまでにおきる様々な事態に対処していただき、そういうことに対する住民の声を吸い上げていただくのに7ヶ月では短すぎると。7ヶ月で十分というのは、こういうかたちであれですけど、中心部に位置する方ならそう思われるかもしれませんが、周辺部の住民の不安から考えると7ヶ月では短すぎるというふうに考えます。

ただ、そういう意味において、100名はちょっと多すぎるんじゃないかということですね。7ヶ月以上の期間をお願いするということと、もともと34名が定数の上限でありますから、それに近いかたちでできるだけ近いかたちで新市誕生後スタートするのが適切じゃないか。そういう意味でも100名はちょっとあまりにも多すぎるというふうに考えております。そういう意味からいたしますと、先ほど申しましたように、定数特例が適当ではないかと。

私も議員報酬に関しましては、同じ仕事をするなら、同じだけの報酬をもらうべきだというふうに考えております。そういう意味でも定数特例を適用しますと、スタートから全員同じ報酬をいただけるということで、そういう意味でもいいんじゃないかなというふうに考えております。

あと、選挙区に関しましては、先ほど4号委員の皆さんがおっしゃいましたけれども、やっぱり議員

の空白地帯が生じることを防ぐ意味でも選挙区はぜひぜひ設定していただきたいと、議員定数と議員報酬とあと選挙区というのは住民にこのことを説明する時に切り離しては説明できないんですよね。これ10月以降、もう住民説明会のスケジュールも決まっておりますけれども、この三つをセットで説明しないと住民の方には納得していただけないだろうというふうに考えております。そういう意味では合併時までには調整するだけではちょっと不十分で、はっきりと何らかの方向性を示した内容での調整案を決める必要があるというふうに考えております。

先ほど一体感を阻害するというふうなご意見もございましたけれども、それはやはり中心部に位置する方の意見でありまして、そういう周辺部の住民の不安感を切り捨てるかたちで選挙をしても、決して一体感というのは醸成できないというふうに考えております。以上です。

【澤田正之委員】

いろいろな意見出ておりますけれども、私は今議員である以上、選挙に出る立場の人間としてのものの考え方を言わせてもらおうとすればですね、今皆さんが言っているのは各地域から、この地域のエリアから誰か出て行かないと、われわれの声が行政に届きにくいということが一番懸念されておられますが、むしろ今全部まとめると、今現在では100人ですか、100名という、今度は選択肢がたくさんあるのであれば、その中からこの地域のことを真剣に考えてくれる人を選べばいいわけですし、そして例えば私が小郡地域にいるからといって、今度一緒に山口市になった場合は、秋穂地域であれ、または二島地域であれ、名田島地域であれ、山口市南部の地域であれ、私は自分に期待してくれるところにはすべて全霊全身傾けて、使命感に応えようと思えますし、ですからそういう地域間でもものを取り合いをするんじゃないですね、もっとこの合併の大きな有意義、意義を考えてもらって、本来私の主張は原則というのが私の本来の変わらぬ主張でございますけれども、何を間違ったか今こういう調整案が出ているわけですけど、ただこの4番目の選挙区の設定については、みなさんそんなにナイーブに考えられずに、たまたま今自分のところの地域の中で選ぶよりは、もう少し広い地域で選んだほうが選択肢が多くて、本当に一生懸命やってくれる議員もいるかもわからないんですから、そっちのほうに大いに期待してもらいたいと思えますし、とにかくあんまりこのことで時間を掛けずに、私も武田議長さんのほうから報告されるように、先ほど原田委員のほうからも話がありましたが、できる限り4の選挙区設定については、原則がもし可能であれば、原則に沿ってスタートしてもらいたい。例えば、第1回目の選挙だけは比例区で、小選挙区でやって2回目から原則でというほうがもっと混乱を招く恐れがあるというふうに懸念しております。

これは住民の側の立場と選挙に実際に出る人間の側の立場の違いというのがあると思えますけれども、私は実際まだ短い期間ですけど、実際自分が苦労しながら票を1票1票かき集めていっている性格上、このことは間違いのない事実だというふうに持論ですが、意見を述べさせていただきます。

ですから、結論的には、もしこの試案でいかれるのであれば4番目のこの合併時に調整するというのは、もし原則が可能であれば原則で希望いたします。だから選挙区は設けないということで、だからわれわれ逆に郡部の人間も市街地の中にどんどん入り込んでいって、自分をアピールすればいいと思えますし、これは能力の問題だと思います、私は。以上です。

【高野義一委員】

議会議員の定数及び任期の取扱いについてということで、今盛んに議論をしているわけですが、今前回も私、申し上げましたけれども、まったく同じことですが、それからちょっと違うことが起こりましたもので、それもちょっと付け加えてお話し上げたいと思うわけでありまして。

基本的にはこの合併はですね、要するに行財政改革ということですから、それはお互いに認識しておりますけれども、この10月の1日ということで確認されたわけでありまして。そうしますと、通年予算等ですね、できるわけでありましてけれども、その予算がさて、どういうふうですね、執行されたかということ等がなかなか見届けられないということで、2番目の(2)の合併後7ヶ月というのがあるわけですが、この辺に若干問題があるんじゃないかなと思うので、先般阿知須の中でもいろいろお話しの中で、これらの問題が出てきました。

具体的に申し上げますと、要するに新年度予算がですね、見届けるのは当然の議員さんの責務であるわけでありまして、またそれがどういうふうにされておるかということも確認することも責任のひとつだというふうと考えられます。そうしますと、7ヶ月では6月の定例会議等でですね、その辺が十分見届けられないのじゃなからうかと、よって(1)(3)(4)のことにつきまはですね、よろしいんですけども、7ヶ月でいくことについては若干延ばして、要するに具体的に言えば10ヶ月くらいは必要ではなかるまいかと、こう思って意見を申し上げたわけでございます。以上であります。

【山口富美子委員】

先ほどから選挙区のことですいろいろとお話ございましたけれど、私は選挙区は必要ないと思っております。なぜかと申し上げれば、きっと立候補なさる議員さんはまちづくりにすごいファイトを燃やしてお集まりいただき立候補なさるんだと思っております。だから、本当に自分の地区から出したいと思われるのであれば、地区民の方たちが一生懸命一丸となって押し出してあげられるとうことが、一番私は大事なことじゃないかと思えます。

選挙区に決まって選挙区から出て来られるよりも、堂々として出ていらっしゃるほうが、第1回目に堂々としておいでになるほうが、素晴らしい、私は議員さんになれるんじゃないかと思っておりますので、やはり地区が押し上げてあげることが一番必要なんじゃないかと思えます。

そうしないとやはり威張って、自分の地区から出ることができない、先ほどおっしゃった303票が最高点だとおっしゃってましたけど、地域が全部一丸となって、この立候補なさった方を押し上げてあげれば、堂々と出られるんじゃないかと、私は思えます。それで地区の、どこの地区にも議員さんがいないということはないんじゃないかと思っておりますので、全員からお出しになっていただくほうがいいんじゃないかと、私は思えます。以上でございます。

【合志議長】

ちょっと、議論を整理したいと思うんでございますが、今お諮りいたしておりますのは、いわゆる本日の資料の9ページにお示してあります、調整案、これをこのことで確認していいかということでございます。

それで、選挙区の設定について、どちらかはっきりしろということであれば、いわゆるこの調整案については修正を求めることになるわけでありまして、そういうことであれば、それがまた議論の対象になるわけですが、ここでは、いわゆる両方の意見があることを踏まえて、合併時まで調整するという調整案になっているわけでありまして、そういうことにつきまして、どうかというご意見を表明していただきたいと思えます。

【澤田正之委員】

もう言いませんが、遅いぐらいなんです。例えば、もしこれを決めてもらわないことには、いくら合併してから7ヶ月間、7ヶ月間じゃあ、もう逆にわれわれ郡部にいる人間が、14万いる山口市のほうに入り込んでいこうと思えばですね、もうこれはもう具体的な話をさせてもらいますけど、もう今ここで決めてもらって、今からでも活動しないともう間に合わないぐらい、やっぱりあせりも感じます。

ですから、やっぱりこの部分は、皆さん笑っておられますけど、自分のことなんです。選挙に出られる方は、私は次も出ようと思っておりますので、ですからぜひ早く決めてもらってですね、そして自分を知らない地域に行って、どんどんアピールするくらいの期間は、もう既に遅いぐらいなんです。だからこのことで猶予されているのはおそらく山口市を中心とした、人口の多い方は焦りはあまり感じてないかもしれませんが、そうじゃないところにいる人たちは、さっき住民の方からも心配、要するに地域の声が届くかという心配の声もあがってますけど、逆に議員としても、自分が使命感に燃えてやる以上は、その地域の声を自分が吸い取るためにも、運動期間というのは必要なんです。

ですから早くできれば今日、ここで決めてもらいたいぐらいなんです。そのことを強く、よろしくお願い申し上げます。

【合志議長】

これまでもいろいろとご意見が。他にありますか。

【渡邊公智委員】

私は当初から原則と、こういうような持論を持っておるところでございます。その理由といたしましては、まず合併の意義を先生方自らが出すと、財政面からも、そういったことから、それと今ひとつは100人の議員というのは運営上難がある、困難である。会場の問題、いろいろな面で100人というのは、この人口ではちょっと多すぎる。

したがって原則論、34でスタート、選挙区の問題につきましては、一住民としては、この度については、私は選挙区を各市町村毎に、選挙区を設けたほうが良いと、こういうふうに思うわけでございます。私個人の問題じゃなくして、皆さんもまったく、徳地には一人もいなかった、秋穂も一人もいなかった、とかこういうようなことが生じる関係です、やっぱり選挙区を設けることについては、公職選挙法の施行例の9条にあるんですから、これは設けられるわけでございますので、第1回については選挙区を設定したほうが良いと、こういうふうに私は思うわけでございますが、特に特例、在任だとか定数とか、そういった特例は使うべきでないという考え方を私は持っております。

【合志議長】

いろいろご意見がでておるところであります、武田委員さん何かご意見がありますか。

【武田寿生委員】

ちょっと整理をして、ご意見をお伺いをしたいというふうに思っております。結局今試案では(1)から(4)までであるわけでございますし、一緒にミックスされているいろいろご意見を承っておりますので、それぞれについて、どうのご意見なのか、というようなことも必要なのかなというふうに思っております。

選挙区設定について合併時まで調整するという項目については、賛否両論あったというふうに認識しております。いずれのご意見でも、このことについては早く決めて欲しいというご意見であろうというふうに思っておりますので、合併時までという表現だけでいいのがあるいはもっと早くという意味をこの中に込めるのかというようなことを、併せてご協議をいただければというふうに思っております。

【合志議長】

それでは暫時休憩といたします。

[午後4時10分～午後4時45分 休憩]

【合志議長】

それでは会議を再開いたします。協議第28号につきましては、本日の資料の9ページに、その調整案が示されているところでございます。このことにつきましては、まず4項目、調整案があるわけでございますが、(1)から(3)までにつきましては、まず確認をいたしたいというふうに考えます。

この(1)から(3)いわゆる在任期間7ヶ月ということそれから在任特例適用後の定数は34人とすることということの内容としているわけでございますが、このことにつきまして、ご意見ございませんでしょうか。

【福江香代子委員】

私は、前回定数特例ということで、在任期間も合併後7ヶ月間というのはなしということをお申しましたが、前回4号委員さんの意見を皆さん聞かれて、またこの試案が出されたと思っておりますので、私は今はこの試案のとおり、1番、2番、3番で、これで良いと思っております。以上でございます。

【合志議長】

いろいろご意見があったところでございますけれども、先般の協議会におきましても、4号委員さんにおきましても、過半数の方々の委員さんのご支持も得ているところでありまして、この調整案(1)から(3)につきましては、大方のご支持をいただいているのではないかなと理解いたしているところでございます。

そういうことで、この協議第28号、「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、調整案(1)(2)(3)につきましては、原案のとおり確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、原案のとおり確認させていただきます。

続きまして調整案の(4)選挙区の設定については、早く結論を出して欲しいというのが、本日の協議会における共通した意見のようでございますし、武田委員からの説明でも速やかに、このことについては結論を出すように務めたいという意向が表明されているところであります。

そういうことで、この(4)につきましては、「選挙区の設定については、合併時までに速やかに調整する。」という、「速やか」という文言を入れる修正を行いたいと思います。

そういうことで、その調整はこれまでこの「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、議長会でこれまで取りまとめ、取り組んでいただきましたもんで、これまで同様、武田議長を座長とする議長会で、また調整の努力はやっていただきたいと考えているところでございます。この速やかにということにつきましての時期につきまして、武田委員のほうからお考えがあれば、表明をお願いいたします。

【武田寿生委員】

(1)から(3)につきましては、皆様方のご同意をいただきましてありがとうございました。

今の選挙区設定についての調整の期間でございますけれども、先ほどございましたように皆様方のご意見は、なるべく早くということのご意見が多かったというふうに理解をいたしております。

この速やかにということでございますけれども、さきほど議長で調整をいたしまして、11月末を目処に、このことについては調整をしていきたいというふうに思っております。もちろん本日お伺いをいたしました皆様方のご意見を踏まえて、慎重にこのことについては審議をしてみたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

【合志議長】

それでは、今、時期としては11月末を目途にということでございますが、そういうことで選挙区設定ということについての項目につきましては、選挙区設定時期については、合併時までに速やかに調整するという確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

調整案のほうは、速やかにということでございます。そういうことで確認いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

じゃあ、そのように確認させていただきます。

それでは、以上で本日、予定しておりました協議はすべて終了いたしました。

【重田勝利委員】

議事進行について、一言申し上げたいと思います。先ほど4号委員さんのほうから、議員の任期の問題あるいは選挙区の問題、それから併せて報酬の問題についてですね、住民に説明する上で、皆さん方大きな関心をお持ちになっているので、はっきりすべきじゃないかというふうなご意見がありましたが、私もまったくそのとおりだというふうに思います。

前回の第1回会議の中でですね、私から申し上げればですね、議員報酬の扱いについて何やらはっきりしない、こういう状況の中に終わっているというふうに思います。で、当然この扱いについてもですね、早急に明らかにして、広く住民の皆さん方に知っていただくと同時にですね、これはいろいろ各地

で議員さん、頑張ってるんですが、新市の議員としてですね、どう議員さんが認知されるかというふうな大きな問題ですから、きっちり、このことについてはですね、どういう場でいつまでに、きっちり決めるんだということをですね、法定協の中で示していただかないとですね、住民に説明がつかない、こういうふうに思いますんで、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

【合志議長】

はい、議員の報酬のことにつきましては、特別職の報酬等も含めまして、審議会を設けまして、そこで審議いただくというふうに考えているところでございます。この審議会の設置の時期は、合併調印後、速やかに設置したいというふうに考えているところでございます。

【重田勝利委員】

それではですね、そういうことで審議会で決めるというふうなことになっているようですから、一言申し上げたいと思うんですが、審議会に預けるということになりますとですね、バサッと丸投げして、「お前ら決めてくれ。」と、こういうことにはならないと思いますね。

事務局あるいは法定協の名前でですね、一定の試案をつくって、審議会の皆さんに論議していただくということになるかと思えます。いわゆる、たたき台ですね。それをつくることが前提になるかと思えますんで、意見を申し上げさせていただくんですが、結論から申し上げますとですね、既に繰り返し申ししてきたんですが、議員報酬のあり方についてはですね、新市の議会ではですね、同一にすべきである。5段階にですね、差別化される現行のまま据え置くとの結論はですね、地方自治法上問題がある。容認できないと、このように思っているわけです。それで、少なくともですね、流れたんですが2市4町の協議の場での試案として出されました、同一にするというのが妥当であると、それについてはですね、現行の報酬総額を超えない範囲で調整するというふうな試案も出された経緯があるんですが、少なくともですね、その精神を具体化するような方向でですね、審議会の答申の試案としてはつくっていただきたいと、このように思っております。

その試案をつくるにあたりましてはですね、困難が多々あると、このように思っているんですが総額を超えないで同じにするということとはですね、はっきり言えばですね、現山口市議会の皆さん方の報酬を大幅にカットして調整しないとできないと、こういうことになるわけでありまして、そんな無理は現山口の皆さんに強いるわけにはいかないということになります。それですね、私は、これは個人的なことなんですが、現山口市議会の一番高い報酬を1割程度カットしてですね、同じようにそろえていただけないかと。当然のこととしてですね、そうすれば現行の報酬総額をいくらか超えて財政を支出しなければいけないということになるんですが、住民の皆さん方に理解していただくというのは、根拠としましてですね、今確認されましたが、在任特例の期間が7ヶ月という非常の短期の期間であるということが一つですね。それからもう一つはですね、関係する議員の合併することによってですね、失われていく残任期間の報酬総額、これらについてもですね、頭に入れて考えていただかなければならない。

それから建設計画で10年間の財政計画が立てられているんですが、100人いらっしゃる議員さんがですね、在任特例期間が終了したら34人になる。これはそういう意味では大幅な、そういう財政支出の抑制につながると、こういうことになっておりまして、これらを考えればですね、十分住民の皆さん方の批判に、その反論として応えるんじゃないかというふうに思います。

それで、合併にかかる議員報酬についてはですね、既に皆さんご存知のとおり、合併特例法に基づくものとしてですね、この度は取り入れられませんでした。原則や定数特例を適用した場合は、当然のこととしてスタート時は同じになるわけですから、問題はありません。在任特例を適用した場合だけですね、なぜかとか全国的にですね、いろいろな論議を招いております。

このこと自体はですね、私が地方自治法の問題からいってですね、非常に問題がありですね、容認できないということは再々申し上げてきたんですが、残念ながら全国の中にも、また近くは県下の中にもですね、合併後の報酬は現行どおりとする協定で決められた事例が、残念ながらあります。で、一体議員報酬というのは何を根拠に決められるかということですね、考えていただきたいというふうに思っているんです。

これは地方自治法に議員としてですね、議会活動に拘束される仕事の対価としてですね、その地方自治体に地方自治法203条によって支払いが義務づけられているものであります。本来同一自治体の議会議員の報酬はですね、同じであるというのは当たり前のお話でありましてですね、合併により特殊な場合だからと言ってですね、差別があつていいということにはならないというふうに思っています。で、とかく住民の皆さん方の目線があるんで、ここは我慢せんにゃあとか、その論議はすまいとか、避ける傾向があるんですが、高いほうに合わせるということは許されないというようなことでですね、いろいろ住民運動等が起きているようですが、そういう意味ではですね、単に高いほうに合わせるというだけのものではないというふうに言いたいわけなんです。

要はですね、あたかも合併によってですね、現議員さんがですね、特別な、何もしないで特別な恩恵が受けられるというふうに誤解されてですね、高いほうに合わせるというのは問題があるというふうに思われていらっしゃる方が私の支持者の中にも、小郡のいろいろなところでお話聞くんですが、どうも残念なことに多くいらっしゃる。ちゃんと話をすればわかっていただける、こういうことでございます。

同じような仕事をすることになります。例えば現行どおりというふうな型がされたとします。そうしますと新しい市議会の中でですね、40万円の1号議員とかですね、22万円の2号議員とかですね、21万円の3号議員とか、4号議員、5号議員、こういうふうな報酬が差別化されることが決められるということになるんですが、地方自治法の決められた法律の趣旨から則って言いますとですね、それだけの報酬をですね、新しい市議会の中で報酬の対価としてですね、それだけの仕事をしていいということにはならないというふうに思います。

同じように年間ですね、同じように議員さんは拘束されてですね、議会の中で同じ仕事をする。住民の皆さんの期待に応えるような仕事をしなければいけないというふうに、課せられるわけですから、私はいろいろな言い方があるんですが差別化するというのはですね、非常に問題がある。

特に今、今日も協議会の中で、数々おっしゃいましたが、この県央部の合併の成りゆきというのはですね、地域の住民の皆さんはもとよりですね、県民の皆さんが注意を持って見守っていらっしゃる、ある意味ではですね、県勢を振興する、県勢の振興をですね、その押し上げていく大きな力として期待されているわけですが、その始めにですね、議員さんが、てんでバラバラな報酬でスタートするというのは、どうもいただけないと、このように思っています。

そういう意味ではですね、法定協の皆さんにもわかっていただきたいですが、今後報酬審議会に預けられるということになるようでございますが、そのたたき台としてですね、審議会の皆さんにお示しする、その試案につきましてはですね、何とか新しい議員の皆さんがですね、それこそ心を込めて新市のまちづくりに邁進できるような、そういう試案をつくってですね、審議会に提案していただきたいと、このようなことを強く申し上げておきたいというふうに思います。

【合志議長】

ご意見として承ります。では、よろしいでしょうか。

【牧徹委員】

今のご意見ですね、私も先ほど議員報酬は統一したほうがいいというふうに言いましたので、今のご意見を聞いて一言言わさせていただきます。

私も秋穂町で商売をしております、うちの周りではリストラされて職を失った方とか、ボーナス全額カットされて、途方に暮れている人がたくさんいます。民間人は、もう大量の血を流しております。その中で、この市町村合併というかたちで、行財政改革を行うというのは、みなさんご承知のことです。議員さんもそのことは肝に銘じていただきたいと思っております。

前回の法定協議会のご説明で、在任期間中は現行とする、報酬に関してはですね、意見が中心意見であるというふうに伺いましたから、私もそうなるんだろうと思っておりましたけれども、今おっしゃるような意見が出るなら、私もどうやって住民に説明したらいいのかわからないと、いうふうに考えております。

本来なら原則としては、合併時に議員の任期は終了するんですね。で、今回は特例として7ヶ月任

期が延長するんであって、その特例期間中にそこまで、民間人の意見としては、報酬に対して便宜を払う必要はないんじゃないかと、同じく血を流して頂きたいというふうに考えております。以上です。

【重田強子委員】

もう終わりかなと思いましたが、先ほどから報酬のことについてご意見が出ておりますが、報酬だけに限らず、私が一番お願いしたいのは、審議会にしても、その素案をつくるにしても、住民の合意がないと、この1市4町がGOにならないんです。だからそのことをよく勘案されて、素案なりをつくっていただきたいと思います。すべてにおいてそのように思います。以上です。

【合志議長】

じゃあ、よろしいでしょうか。それでは予定しておりました協議はすべて終了致しました。その他、事務局から何かあればお願いいたします。

【山根計画調整課長】

前回の協議会におきまして、調整案による影響額を示すように、ご指示がございましたので、この件につきまして、会議資料の11ページから13ページ迄に調整案による影響額調書を用意しております。

こちらのページを開いていただけますでしょうか。影響額の表記でございますけれど、事業費における影響額と住民負担における影響額に区分し、それぞれを表示しているものでございます。なお、調整を行った案件の中には、事務事業の性質上、具体的数値を測定することが不可能なものを含んでおりますので、ここでは、影響額の把握可能な事務事業について掲載させていただいております。

このような件を考慮し、影響額を算出しますと、13ページの合計欄に記載のとおり事業費における影響額としまして1億1,844万8,000円の支出の増、また住民負担における影響額としまして、住民にとっては8,294万2,000円の負担減となりますが、合計で調整案によります影響は、新市としておよそ2億円程度の数字を拾っておるところでございます。以上でございます。

【合志議長】

ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

よろしいですね。それではなければ、今後の日程について事務局から説明をお願いいたします。

【重政事務局次長】

次回の会議の開催を含め、今後の予定について、少しご説明させていただきます。まず、本日確認いただきました「新京都のまちづくり計画(案)」につきましては、今後、各市町において住民の皆様にご説明し、ご意見を伺ってまいります。

そして、住民説明会終了後の11月中旬ごろに、第3回小委員会を開催しまして、住民説明等での計画に対するご意見を踏まえた最終協議を行い、この小委員会で確認された計画案をもとに、合併特例法に基づく県との正式協議に入りたいと考えております。

さらに、11月下旬ですけれども、第3回合併協議会の開催を予定しておりますが、ここで県からの回答内容をご報告し、計画の最終確認をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、ただ今申しました、次回の第3回の合併協議会の日程につきましては、改めてご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【合志議長】

それでは以上で、本日の協議は、終了いたしました。委員の皆様方のご協力ありがとうございました。長時間、お疲れでした。

[午後5時10分 閉会]

会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

署名委員 重田勝利

署名委員 村田康子